

(3) 昭和52年6月5日

特別減税

五十一一年分の 所得税が還付される

昭和五十一年分所得
税の特別減税が行われ、
次の金額が還付される
ことになりました。

本人 六、〇〇〇円
控除対象配偶者・扶養
親族 一人につき
三、〇〇〇円
ただし、納めた所得税
額の方が少ないときは、
その税額までとなりま
す。

そのあらましを説明しましよう。
（還付を受けられる人）

還付を受けられるのは、昭和五
十一年分の所得税を納めた人です。
ただし、利子、配当などの源泉
分離課税の所得税については、還
付されません。

（還付方法とその手続）

①サラリーマンの場合

六月一日現在、昨年と同じ会社
に勤務しているサラリーマンは、
六月七月ごろに、賞与や給与を受
取るときに、勤務先から還付され
ます。しかし、給与以外に所得が
あつたり二ヶ所以上から給与をも
らっているために確定申告をした
人で、勤務先から還付しきれない
分があるときは、次の”事業所得

者などの場合”と同じ方法で還付
されます。

（2）事業所得者などの場合

事業所得者など確定申告をして
納税した人は、六月下旬ごろに税
務署から還付を受けられる金額を
お知らせします。その際に同封さ
れた還付請求書に、所要の事項を
記入して、税務署に返送しますと
税務署から支払通知書が送られて
きます。この通知書を郵便局に持
参して還付金を受け取って下さい。

（3）その他の

給与の税金を源泉徴収で納め、
年末調整を受けているが、今年にな
なつて五月末までに退職した人や
昨年中途で退職したなどのため、
給与の税金を源泉徴収されたまま
で年末調整を受けていない人など
は、税務署へ還付請求をしてくだ
さい。

五十一一年分の確定申告書を提出
していない人は、期限後の確定申
告をして、特別減税を受けること
になっています。

くわしくは、銚子税務署へおた
ずねください。

○四七九（一一一）一五七一

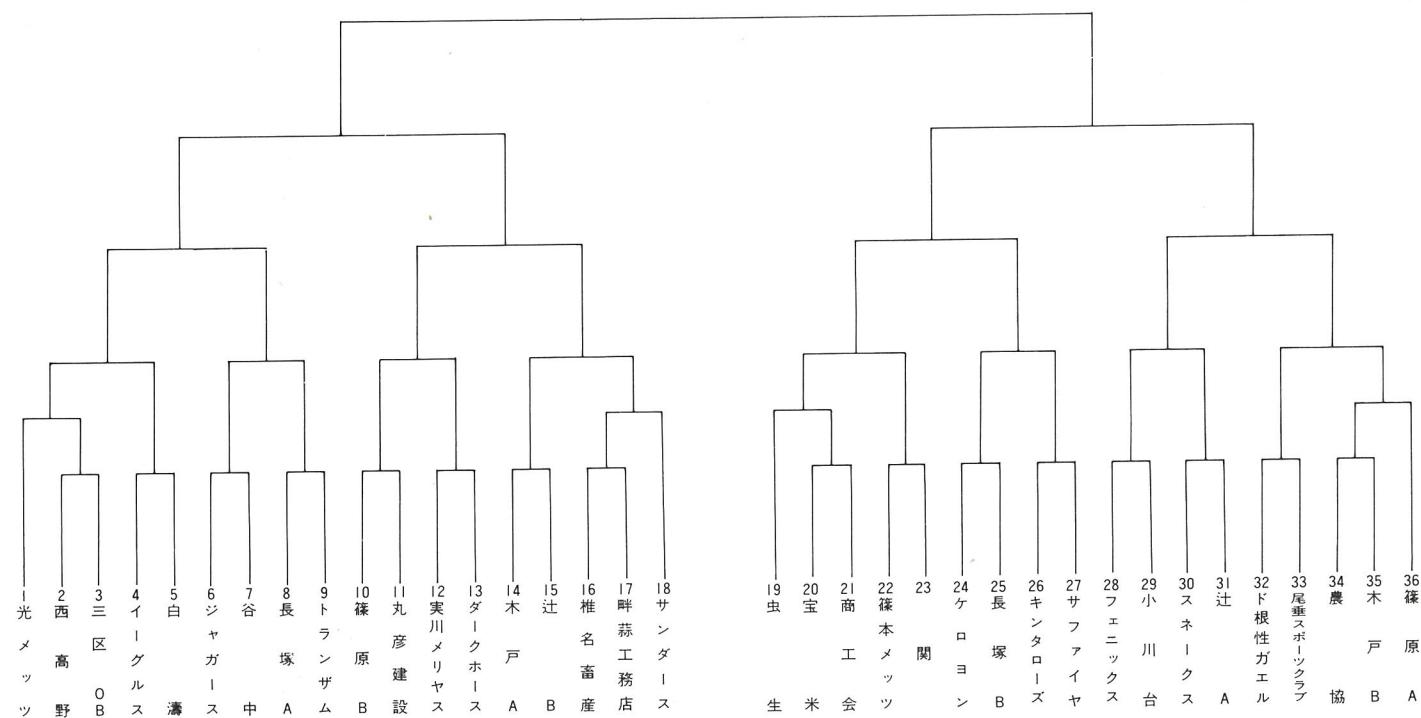
第十六回

野球大会始まる

四月末日現在



第16回光町軟式野球大会組合せ表



第十六回軟式野球大会が五月二
二日から始まりました。

今大会は、三十六チームの参加
により、町営グランド及び中学校
グランドを使用し、熱戦がくり広
げられております。

皆さんの応援をおねがいします。